

処分基準

(目的)

1. この基準は、一般社団法人 日本バイアスロン連盟（以下、「本連盟」という。）倫理規程第5条第1項第4号に基づき、本連盟登録者に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

(違反行為)

2. この基準において違反行為とは、公認指導者として遵守する義務のある本連盟倫理規程第3条に違反する行為をいう。

(処分の種類、内容)

3. 前項に定める違反行為を行った際に、当該公認指導者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。主として、偶発的な違反行為に対して課す。

(2) 厳重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は資格停止となることを通告する。

主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して課す。

(3) 会員資格停止

文書での通知を以って、一定期間資格を停止する。

資格停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為に課す。

(4) 会員資格取消し

文書での通知を以って、保有資格を取り消しとする。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に課す。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

4. 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。
5. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。
6. 前二項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。
7. 処分は別表に記載の標準例に基づき行うこととする。しかし、実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。

8. 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第4項、第5項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(処分決定機関・承認機関)

9. 前3条に規定する処分は、理事会において決定するが、会員資格取消しについては代議員会の承認を得るものとする。

(基準の改廃)

13. この基準の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行日)

14. 本基準は、平成27年3月21日より施行する。